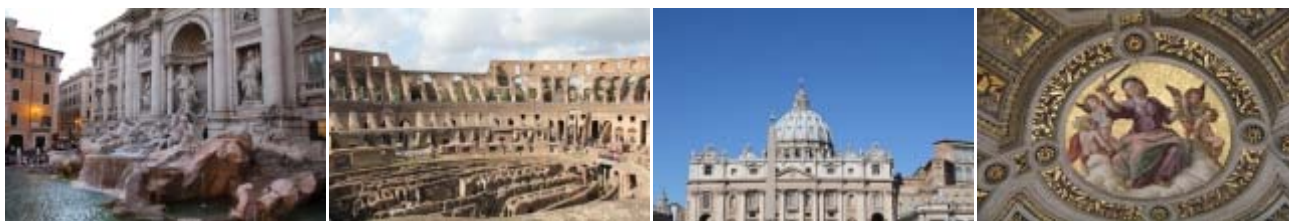


国際租税法学会（IFA）会合一第 64 回ローマ大会一



川田 剛

はじめに

先般（8月 29 日～9月 2 日），ローマで開催された[国際租税法学会（IFA）の第 64 回会合](#)に出席した。

観光地のローマで開催ということもあり，参加者は過去最高の約 2500 名となった。

国際租税法学会（International Fiscal Association…略称 IFA）は，65 年前に設立された団体で，全世界で約 3 万人の会員をかかえる大きな団体である。

メンバーは，租税にたずさわる学者，弁護士，会計士，会社の税務担当者等で構成されている。



(IFARome2010 Rome Cavalieri)

IFA と OECD，UN などの国際機関は別の動きをしてきていたが，近年では相互協力関係が構築され，今回の会合でも，それらの機関からパネリストとして参加していた。また，欧米諸国からは政府関係者も参加し，活発な意見交換がなされている。

その結果，これらの場を通じての議論の結果が各国の政策にも反映されるようになっている。

ちなみに、次回(2011 年 9 月 11 日～16 日)の開催地は[パリ](#)で、[カルチャー・イベントはルーブル博物館](#)、[コンサートはノートルダム寺院](#)、[ガラ・ディナーはヴェルサイユ宮殿](#)である。



今回の主要テーマ

今回の主要テーマは、①租税条約と租税回避：租税回避防止規定と②人の死に伴う課税と各国による取扱いの差，であった。

テーマその1 租税条約と租税回避

ここでは、国内法で規定している租税回避防止規定と租税条約との関係や問題が取り上げられた【(注)】

(注) ちなみに、わが国では国内法の租税回避防止規定（タックス・ヘイブン対策税制）は租税条約に反しないとされているが、イギリスやフランスなどでは欧州裁判所の判断によりかかる課税は租税条約違反になるとの判示がなされている。

各国の対応ぶりについて 44 か国から報告がなされた。各国の対応は分かれているが、基本的には、タックス・ヘイブン対策税制などのように国内法で規定する租税回避の個別否認規定は租税条約によって制限を受けないというものであった。

また、租税条約の濫用（Tax Treaty Abuse）についても問題点として取り上げられた。

最近の条約では実質受益者条項（beneficial ownership）や特典享受制限条項等を設けることによりその防止が可能なのではないかとの議論があった。

テーマその2 人の死に伴う課税

人の死に伴う課税については国によって大きな差があり、課税しないこととしている国も数多く存在すること、課税するとした場合でも、遺産課税、遺産取得課税、みなし譲渡課税など多くのやり方が存在していることが紹介された。

また、課税主体も連邦、州などに分かれており、二重課税、租税の空白など種々の問題が提起されたが、租税条約の締結が殆んどなされていないことから解決は困難との見解であった。



ランチタイム Rome Cavalieri

(後列左より川端康之教授、岡本高太郎弁護士、前列左2人目より川田、松田直樹教授、辻富久教授)

セミナー

同会合では、これら2つのメインテーマにあわせ、同時並行方式により次のようなテーマでのセミナーも開催されている。

Ⓐ…恒久的施設問題

B…税務助言者の特典 どの程度まで認めるべきか。特に租税回避との関係で。

Ⓒ…信託（特に租税条約上の取扱いについて）

D…VAT/GST とグループ会社

E…自由職業者に対する税務上の取扱い

Ⓔ…タックス・ヘイブン

G…MZA に対する税務上の取扱い

Ⓕ…最近における国際租税の動向

I…徴収共助

J…TFA/EU 税務における国家間支援

YIN…若手メンバーのための基礎講座（今回は移転価格税制）

※ ○印は川田参加



あとがき

IFA では、若い人たちの参加を求めている。

この記事を読まれた方は、次回[IFA Paris 2011](#)に是非参加をお願いしたい。

(明治大学大学院教授)



Photos: Koichi INOUE, Noriyuki KURIU